

地域社会による神楽 — 呉市小坪神楽を事例に —

大藤 文夫*

Kagura by the Local Community — From the case of Kotsubo Kagura in Kure City —

Fumio OOTOU*

Now, the development of leaders in the local community is an urgent issue. In the old community, there was a mechanism to train leaders. However, with the progress of urbanization, the educational function in the broad sense of the local community was lost. It can be said that traditional performing arts performed during events in the local community were also places of education.

The author has so far been involved in efforts to foster leaders in the movement of regional collaboration. This time, from the aspect of inheriting folk performing arts, I examined an attempt to train leaders. The community of practice is also a community of learning.

The example taken up is Kotsubo Kagura in Kure City. Hiroshima Prefecture is known for its particularly popular Kagura. As the so-called “Hiroshima Kagura”, there is a development that emphasizes “showing”, but Kotsubo Kagura retains the character of Kagura by community, where many of the performers and viewers are still residents of the local community. It was also confirmed that the performers of Kagura are also responsible for other community activities. In this respect, the succession of Kagura creates the sustainability of the community.

Key Words (キーワード)

Kagura (神楽), Community (地域社会), Inheritance (継承), Leader training (担い手育成)

1. 地域社会による神楽

本稿では、地域社会の民族¹⁾ 芸能である神楽の継承を通じた、地域社会の担い手育成について考察する。いま、地域社会の担い手育成は喫緊の課題である。筆者はこれまで、地域協働という動きの中で、担い手育成の取り組みについて①住民組織、行政協力組織などの連携という組織化での試み、②地域住民組織が活動を進めていく中で多世

代の連携を図る試み、③ワークショップという技術の中で発掘する試みを分析してきた(大藤 2011, 2015, 2009)。今回は、神楽という地域社会の民族芸能の継承という面から、担い手育成の試みを検討したい。神楽の実践共同体は、地域社会の学習共同体でもある。

かつての地域社会では生産、消費などの活動がそれぞれに営まれ、共同の文化(生活様式)をつくり上げてきた。そしてそれらの文化は個人、家

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

族、地域集団といった担い手によって支持され、継承されてきた。住民は互助や共同といった形をとる地域での活動、また子ども組、若者組といった年齢集団での活動を通してその資質を身につけてきた。いわば「正統的周辺参加論」(レイヴ・ウェンガー 1993)の枠組みにおいて、担い手の成長を語りえるものであった。このように、地域社会には広い意味での教育装置があったわけである。しかし都市化とともに、このような仕組みは崩れてきた。

地域社会の民俗芸能といったものも、この文化の一つであり、祭りなどの行事の際に行われ、時間の経過の中で伝承されてきたものである。かつて柳田國男は「祭り」から「祭礼」への変化を指摘したことがある。後者は神社の氏子、神職といった祭事を「営む」人、「司る」人ととどまらず、信仰を共にしない、もっぱら審美的観点から「見物する」人が加わったものである(柳田 1990: 248)。そして祭礼の要素が強くなるに従い、「見られる祭り」(同: 249)、さらには「見せる祭り」へと転形していく。もっとも祭礼でも、仲間が地域社会における一つの役割を演じるさまを、暖かい眼差しで見るとはいたわけであり、演じる者、見る者、あるいは支援する者が同じ地域社会に属する者である時に、祭礼は地域社会の(あるいは地域社会による)祭礼といいえたであろう。

そして見物する人が、地域社会から遠くなり、外部へと拡大していくとともに、祭礼はイベントとなり、審美性以外にも、娯楽として、享乐的に消費されるものとなる。それは観光として見るものとなり、観光資源になり、祭礼は産業化の一施策ともなる。

民族芸能の活用には、このように観光資源化の方向が確かに存在する。しかしそれのみであれば、民族芸能は観光客に合わせて、絶えずその内容を更新することになる²⁾。観光客の心は熱しやすく、冷めやすい。観光客の欲望の蕩尽を目指して、サービスが提供される。そこに至れば、民族芸能は生活世界の営みとは別の、観光世界(観光産業)での「仕事」となる。

またその方向においては、演じる人も地域社会

の中でリクルートするのではなく、専門家集団としてプロ化していくこともある。また運営する人も氏子といった地域社会の組織ではなく、広域イベントの実行委員会といったものになっていく。これらは、民族芸能が現れる地域社会が広域化すること³⁾、さらに脱地域化していくことである。

神楽においても、それがコミュニティから飛びだし(山本 ホームページ)、イベント化、観光資源化していくことはみられるところである。例えば和田・山本は広島芸北神楽において、演じる場所の都市への移行、企業主体の上演の出現、神事性よりも娯楽性を重視する形式の発生といった点を挙げ、神楽の脱地域化を指摘した(和田・山本 2016: 166-167)。また和田は広島県西部の神楽団調査において、担い手の多層化と広域化によって、担い手の神楽認識が複層化しつつあり、それによって、観光対象となる社会内側にも伝統的文化の観光資源化を促進する主体的要因が存在することを指摘している(和田 2017: 53)。

神楽の継承は、このような地域社会の変化(広域化、さらには脱地域化)の中に置かれている。しかし、地域社会における共同の文化としての神楽が残っていることも確かである。共同の文化は構成員によって支持され、継承され、それを通して地域社会が再生産される。

例えば渡邊は祭りの伝承の中に、自己／相互形成の学びがあることを指摘している(渡邊2013: 129)。学ばれるものとして、a)「共有知」や地域の担い手としての学び、b) コミュニティの一員としての学び、c) 参加する個人としての学びを挙げている⁴⁾。

解釈すれば、a) は知が、単に知っているということではなく、そのことの妥当性を了解し、またその通りに行動できることであり、それが多世代、外部⁵⁾、過去、それぞれの地域社会に係わりをもつ人々と共有されているということである。b) は祭りに係わることが、祭りととどまらず、広く地域社会(コミュニティ)の生産・再生産に資するであろう、コミュニティの成員としての役割取得につながるということである。c) は個人の資質形成につながるものである。このようなこ

とが可能な時に、伝統文化の継承は、地域社会の担い手（地域人）としての個人の育成とともに、地域社会の再生産そのものといえそうである。

本稿では神楽の継承を、地域社会の担い手育成の一つとして取り上げる。その場合の神楽はイベントではない祭礼として、またその継承を通して、地域社会の中の（あるいは地域社会による）神楽としてあり続けると想定する。さらにそれが神楽にとどまらず、他の地域活動の担い手育成につながる可能性を探ろうとする。つまり神楽が地域社会によって支えられるという面と同時に、神楽によって地域社会が支えられるという側面に注目する。

よってここで想定している地域社会とは、神楽の実践・学習共同体が存在し、それを支援する組織があり、さらに神楽を含めて他の地域活動全体を管轄する団体（例えば自治会という地縁団体、あるいはコミュニティ）が活動を行っている範囲である。

具体的な焦点は①実践共同体（神楽集団⁶⁾）を通じた、渡邊の指摘する三つの学びの習得、②神楽団経験者の地域社会での活躍、③観客の仲間化である。事例として取り上げるのは、呉市の小坪神楽である。なお研究に当たっては、小坪神楽関係者への聴き取り調査を行った。

2. 神楽の構造

(1) 広島県における神楽の沿革

神楽は神座（かむくら）の意味という（折口1996）。そのうち民間で行なわれる里神楽（以下本稿では、神楽は里神楽を指す）は、神を迎え、その御魂を人々の体内にいわいこめる一連の儀礼中に行われる歌舞である。神楽は祭礼のときにしばしば行われる。よって祭礼の一構成要素である。

ここで先行文献から広島県における神楽の特徴をまとめてく。広島県における神楽は芸北神楽、安芸十二神祇、芸予諸島の神楽⁷⁾、比婆荒神神楽、備後神楽の五つに分類される（三村2005：440）。

高崎はイベント性を強めてきた、いわゆる「広島神楽」⁸⁾の変遷について、概略、次のようにま

とめている。戦後間もなくの1940年代後半は、芸北地方の農山村部で新作神楽が舞われるようになり、また神楽競演大会の開催などされるなど、神楽は興隆期を迎えた。そして高度成長期になると、神楽の舞台が神社の境内から地域の集会所、体育館へと移っていった。しかし同時期には人口流出により、神楽団存続の危機を迎え、またその担い手が長男以外の者や女性を受け入れるようになった。

1970年代に入ると、大阪万博への出場にともなって、演出の劇的変化がなされた。また山県郡出身者の同郷団体が広島市内で神楽競演大会を開いてきた。1990年代以降は、スーパーカグラおよびホール神楽の登場（神事の象徴「天蓋」が外され、ライトアップされる）、神楽専用施設の新設、海外公演が行われるようになり、神楽ブームの登場とともに、神楽の観光資源化がなされるようになった（高崎2012：266-269）。広島県の神楽には、このような「広島神楽」化と同時に、他方で、旧来の性格をとどめようとする傾向もまたあることはいうまでもない。

(2) 広島県における神楽の担い手

上記の祭りからイベントへの変化の中で、神楽の担い手も変化してきたことは事実である。同じく各種文献から神楽の担い手についてまとめておく。NPO 広島神楽芸術研究所による調査によれば、広島県の神楽団の構成は次のようになっている（NPO 広島神楽芸術研究所2006）。

- ①構成員数：1団体における最大人数は60人、最少人数は9人。
- ②性別：男性（86.3%）、女性（11.9%）
- ③年齢
 - 10代以下：13人（0.6%）、10代：211人（16.0%）、20代：250人（19.0%）、30代：248人（18.8%）、40代：213人（16.2%）、50代：230人（17.5%）、60代以上：152人（11.5%）
- ④募集：「募集中」と答えた神楽活動団体のうち、「他地区からの入団も可」54団体（96.4%）、

「氏子に限る」2団体（3.6%）。

⑤大会・イベント等の出演回数（年間）

5回未満：21団体（35.5%），

5回以上：5団体（8.5%），

10回以上：23団体（39.0%），

21回以上：9団体（15.3%），

31回以上：1団体（1.7%）

最多出演数は35回，最少出演回数は1回。

性別については，かつて神楽団に入れるのが若者組（青年団）メンバーといった制限があったことから，女性団員の登場は神楽の担い手不足，地域社会の変化に伴う神楽団の側の適応といえる。

年齢については，高崎は米田雄介らの2000年調査（米田2001）と北広島町の2013～2014年調査（北広島町2015）を比較し，「年代別にみると，10代（144%）および60代以上（115%）はそれぞれ増加しているが，20～30代（84.5%）と40～50代（85.0%）はともに約15%減少している」と指摘している（高崎2014：95）。厳密に年齢で区切るのは困難であるが，より低年齢層，高年齢層が加わっている傾向がうかがえる。

また募集については，「他地区からの入団も可」が圧倒的である。このように，地域社会の中の限定されていた層から成り立っていた担い手が，次第に限定されなくなり，さらに地区の外に求められるようになっていく。これらは，地域社会の変化に対する神楽団の側からの適応といえる。

神楽は氏神祭り以外にも，大会・イベントで演じられるようになっていくが，5回未満が35.5%である一方で，21回以上17%と大会・イベント志向をもつ神楽団があることが想像できる。確かに観光化への方向もうかがえる。

このように，神楽が地域社会によって支えられ，また地域社会の変化に対応して自らの姿を変えてきたことがわかる。上述のように，観光化は神楽が地域社会から離れていくことである。しかし地域社会にとどまろうとする対応もまたある。

この点について，小川は民俗芸能継承の取組として，以下のことを指摘している（小川ホームページ）。ア）保存継承団体のNPO法人化による

継承（例として「壬生の花田植」）。これは民俗芸能を地域社会から切り離そうとするのではなく，逆に，担い手を広げることで地域社会内に拡大しようとするものである⁹⁾。イ）関係人口の参加による継承。これには①帰郷者参加による継承，②近隣転出者の参加による継承，③サポーター参加による継承がある。①，②は転出者の帰郷あるいは一時的帰郷による参加である。③は外部のファンの参加である。いずれも当該民俗芸能に魅力を感じる外部の者の参加である。そしてウ）企業・団体による人的支援による継承である。

協働の用語を用いれば，ア）は地域社会内部での協働，イ），ウ）は地域社会の外部との協働と呼べる。このように，協働という形で地域社会による担い手育成を図るという方法がありうる。これは上記の渡邊のa）の一つの方法，協働という方法での知の共有である。神楽においてもそれは当てはまる。そしてそのためには，なによりも神楽集団という実践共同体（学習共同体）の中で，神楽の担い手が育成されるという実践が行われる必要がある。

そして前述のように，神楽によって地域社会が支えられるという側面も見逃すことができない。例えば『北広島町神楽振興計画』には，「神楽があることで，地域のコミュニティが維持でき，子どもたちや，そこに暮らしている人々が，故郷に自信と誇りが持てる北広島町の実現」（北広島町2015：36）という神楽と地域社会の持続性との関連が指摘されている。また「神楽の持つ社会的機能を活用し地域のソーシャル・キャピタル（社会関係資本）を醸成することも住民のQOL（生活の質）向上において有効」（同：40）と，神楽が地域社会の担い手育成につながるという指摘もなされている。この場合は神楽の担い手は，当該地域社会の地域人である。

3. 小坪神楽について

(1) 小坪地区と小坪神楽の概要

小坪地区は，呉市広の瀬戸内海に面した場所にある。かつては江戸時代末頃からの石灰製造，及

びその海運業で栄えた地域である。小坪神楽は広島県の神楽のうち「芸予諸島の神楽」に分類されている。小坪神楽は1969年に呉市無形文化財に指定されている。

小坪神楽の起源は、海運の際にたまたま立ち寄った愛媛県大三島の大山祇神社の「神楽」を見て習い覚え、小坪八幡神宮の秋祭りに舞ったことに始まるとされている。爾来、現在まで続いている。舞は神を招き、神の心を慰めるために祭りの始めに行う「儀式舞」と、その場にやって来た神に、周りの人たちと一緒に祭りを楽しんでもらうと演じてみせる「形式舞」とで、計21演目ある。また管轄組織は青年団から自治会へと移り、そして担い手に女性、小学生も加わるようになった。(呉市ホームページ 呉市の文化財、また池田満(1980:11)参照)。

小坪地区は昭和40年代より住宅の造成によって人口が増加し、2020年3月末には、世帯数871世帯、人口1817人である。現在の小坪地区は、広小坪自治会(旧小坪自治会)のほかに、4つの自治会がある¹⁰⁾。

小坪神楽は担い手の変遷、地域社会の拡大を伴いながらも、現在でも地域社会による神楽として成り立っている。

(2) 現在の小坪神楽

次に現在の小坪神楽の姿をまとめてみる。小坪神楽は、方々のイベントに観光資源として登場するような活動はほとんど行っていない。現在でも、小坪八幡神社の秋季祭礼時の公演が主であり、外部での公演は、あっても数年に1回程度である¹¹⁾。

1) 小坪八幡神社秋季祭礼の役割分担

表1に、2019年度小坪八幡神社秋季祭礼実施計画における役割分担を示した。これが現在の祭礼での神楽の企画者・運営者・演者・奏者である。なお責任者と担当者は重複している場合もある。

小坪神楽集団は、自らを「小坪神楽」と呼び、メンバーは自治会役員、宮総代、舞指導者、囃子指導者、舞子、囃子方である。演者、奏者だけでなく、自治会また氏子はそのメンバーに含まれて

表1 2019年度小坪八幡神社秋季祭礼実施計画の役割分担

		(人)	
役割	責任者	担当者	
総務	1	1	
神事	1	2	
帳場	1	4	
花披露	1	2	
会場係	1	6	
①神楽指導	1	8	③舞子 12
②囃子指導	1	7	④笛 小学校4・5・6年生

出典：広小坪自治会

いることが特徴である。後述のように、小坪神楽が、祭礼の中で自治会の統括の下に営まれていることが示されている。

まず演者、奏者をみると、③舞子は12名定員であり、世襲ではない。もともと、舞子は青年団から出ていたが、現時点では、未婚の青年男女が担っている(うち4名が女性)。未婚という制約はなおかかっている。12名という人数は、十二神神祇にならったのことという。定員に空きができると、新しく入れるという。よって、これまで希望者が全員舞子になれるわけではなかった(舞子に選ばれる青年は、小坪でも有能な若者とされていたという(呉市立小坪小学校編1976:110)し、年によって欠員ができることもあった。今でも舞子は当日は地域の「スター」であり、舞を舞うという誇りがあるという。年齢に関しては高校生以上で、上限はない。

囃子(笛、太鼓)は、かつては地区住民(男性)の自由参加であった(池田満:17)。吹ける者が吹く、たたける者がたたいており、盛況だったという。しかし④笛は、参加人数が少なくなり、1963年頃に自治会長(PTA会長)の申し出により、小坪小学校の5・6年生が担当することになった(同:16,呉市立小坪小学校編:100)。笛は横笛で、練習(よってその指導)が必要であるという理由である。小学校の方でも学習発表会(小坪の秋祭り)に取り入れるようになった。現在では小学校4・5・6年生が受けもっている(9曲担当)。

祭礼当日は、数班に分かれて、指導者7人と一緒に吹いている。それは子ども会としての参加で

もある。太鼓についても小学校6年生になるとたくようになっていく。

次に指導者をみると、①神楽指導（舞指導）は全て舞子経験者が行っている。各舞子の指導，技量見極め，祭礼当日担当演目割り当ても，この指導者たちが行う。年齢制限はなく，現在の舞指導者は40歳～72歳である。新しい舞指導者を選ぶ場合は指導者間で協議している。舞指導者をとくに「先生」と呼ばせることはしていないが，みな教える側と教えられる側の立場をわきまえて行動している。礼儀作法についても通常のものとは変わらない。②囃子指導は同じように，囃子経験者が行う。このように，小坪神楽では，先行者が後進者を指導するという関係が毎年，代々続けられる。

2) 神楽の演目

演目は表2の通りである。演目は当初より変わっていない。また変える気はないという。なお舞子は，舞子に入って一年目は初年舞，二年目は二年舞という。舞子としてのキャリアのスタートは，「1神楽」から始まる。次第に難しいものを習い，「11だいば」が中程度であり，「20いこく」が最終段階である。ここに至るのに5年くらいかかるという。このように，練習を続け，段階的に演目を舞うようになっており，演目が専門化されているわけではない。

なお，演目を含めて現在のスタイルを変える気はないとのことである。よって派手なものを行うことはしないとのことである。「呉市の無形文化財です。太鼓5台・笛総勢60名，その中でむしろ

表2 小坪神楽の演目

()内は人数

儀式舞	1 神楽(5) 2 露払い(1) 3 しめぐち(2) 4 岩戸(4: 右大臣, 左大臣, 小娘, 日輪) 5 神迎(2)
形式舞	6 二天(2) 7 小弓(2) 8 たくさ(4) 9 上二刀(1) 10 四天(4) 11 だいば(1) 12 下二刀(1) 13 おしき(1) 14 後舞(1) 15 長刀(1: 渡し, 長刀) 16 せんす(4) 17 大弓(2) 18 えびす(1) 19 住吉(1) 20 いこく(1) 21 神宮(1)

出典：広小坪自治会資料

2枚の上で7時間余の21演目舞うところに意義がある」というのが関係者の考えである。

3) 練習

練習は地区内の自治会館をつかって行われる。指導者は上記の通りである。2019年度の練習は次のように，時期を限ってなされている。

①舞練習

月日：8月31日(土)～10月25日(金)までの土日中心の14回。そのうち秋季祭礼直前の3日間は連日。

時間：19:00～22:00。

②囃子練習

月日：10月2日(水)～10月25日(金)までの11回。そのうち秋季祭礼直前の3日間は連日。

時間：19:30または19:00からの1時間

かつては，その年の舞子の練習が終了した時点でもらえる白装束と足袋は，舞子の誇りだったという。

4) 小坪八幡神社秋季祭礼スケジュール

2019年度の小坪八幡神社秋季祭礼スケジュールを，表3に示した。準備から始まり，よごろ（前夜祭），本祭り，片付け，衣装収め，修繕で終わる。

中心的担い手は広小坪自治会である。同自治会は，同時に小坪八幡神社の氏子組織である（呉市立小坪小学校編：110）。担当欄にある役員，理事，各班は広小坪自治会の該当者・班のことである。同自治会では，毎年祭礼費として予算立てし，年間活動に組み入れている。小坪地区自治会有志は他の小坪地区自治会の該当者である。大まかには，広小坪自治会が舞，囃子の練習・実演を除いた管理運営を行っている。自治会はこのような係わりかたをしている。

5) 観客

毎年の例大祭の時に演じられる神楽の様子は，以下のようなものである。拝殿の中に舞台をつくり，21の演目が演じられる。舞台はゴザ二枚という簡素なものである。天蓋もない。

表3 秋季祭礼スケジュール (2019年度)

項目	時間	担当
1. 宮掃除	9月29日 7:00～	役員, 理事, 各班, 小坪地区自治会有志
2. しめ縄 ①わら運搬, わら打ち ②しめ縄作り	10月5日 7:00～ 10月6日 7:00～	経験者, 役員, 理事, 有志
3. 各種準備物作成 ①舞子名・演目などの書き物 ②神楽用神社御幣		役員, 宮総代
4. よごろ ・神楽用具搬入及び幟たて ・むしろ設置, 幕張り, 接待準備, 渡り廊下設置, 囃子ひな壇設置, 各種掲示(舞子名など), 帳場・舞子部屋・トイレ, 提灯, 手洗い水 ・関係者集合 宮司出迎え ・祭式開始 ・神楽奉納開始 ・夕食弁当の受け取り・配布 ・境内ゴミ処理	10月26日 7:00 7:00 15:00 16:00 16:20頃	役員, 理事, 1・2・3班 役員, 理事, 舞指導者 宮司担当 司会進行 役員, 理事, 指導者, 舞子, 囃子児童 会場係
5. 本祭り ・境内清掃 ・自治会館清掃 ・関係者集合, 宮司出迎え・見送り, 記念撮影 ・祭式開始 ・神楽奉納開始 ・宮参り ・打ち上げ会場準備(自治会館) ・境内ゴミ処理 ・神楽終了 ・打ち上げ	10月27日 7:00 7:00 12:00 13:00 13:20頃 14:00～15:00 18:00 18:00 19:30頃 20:00頃	9・10・11・12班から1名 福寿会 宮司担当, 役員, 理事, 舞子, 指導者, 囃子児童 司会進行 2名 会場係 会場係 役員, 理事, 舞子, 指導者, 司会進行
6. 片付け ・神楽用具搬出及び幟倒し	10月28日 7:00	役員, 理事, 4・5・6班
7. 衣装収め及び修繕	1月2日 9:00～	役員, 理事, 福寿会, 指導者

出典：資料より作成

舞台そばに笛, 太鼓が配置され, 観客も舞台を取り巻くように座っている。以前よりはかなり少なくなったというが, 観客は拍手などで応援している。また昔から見ている人は, 良く知っているため舞子は気が抜けないという。観客と舞子は良い関係であり, 観客が多いほど熱気があり, 舞台は高揚するという。この演者と観客の近さ, 一体感というのが小坪神楽の特徴である。

観客は, 舞子を出している家族を始め, 地区住民が1日で延べ100名ぐらいいは集まっている。当

日は, その場で「地区のスター」である舞子が舞う。現在でも, 地区住民は「よくやってくれる」, 「頑張ってくれている」とみている。

(3) 小坪神楽の変化

このように小坪神楽は現在でも演じ続けられている。しかし既に示唆しておいたが, それは地域社会の変化に対応した, 小坪神楽の変化の結果でもある。各種文献, また神楽関係者への聞き取りを参考にすると, 小坪神楽にはいくつかの転期が

あった。表4は小坪地区と小坪神楽の変遷を概略的にまとめたものである。それに従って、再度まとめてみる。

第一は、戦後GHQにより神楽が禁止され、改めて神楽を行うことの許可をえたことである。これは全国的な現象である。

第二は、1961年に旧小坪自治会が秋祭りの一切を（よって神楽の運営も）取り仕切ることになったことである。この背景には、青年団の衰退という全国的な趨勢があった。小坪地区では「青年同志会」を結成（1967年）し、担い手を発掘しようとしてきたが、進学等によりそれでも難しかった。また多額の花代を青年が管理することの問題もあった（池田満：16）。

もともと青年団は集落の年齢集団の一つ（若者組¹²⁾）であったことがあり、集落を管轄する組織（寄り合い）の枠内にあるものであった（池田寛1980）。つまり、小坪神楽では青年団が衰退し、

担うことが困難になった神楽の一部分を、自治会が吸収したことになる。

この点については、「神楽保存会」といった年齢とは関係なく、有志のアソシエーションにすることで継承しようという選択肢もあったが、「『神楽は我々全体のものだ』という意識を持つことが必要であり、自治会が主催し、準備等の面で全員が、何らかの形で神楽に携わるように進めていくのが最良」（進藤1989：61）と考えたという。つまり自治会の中に埋め込む（地域社会として引き受ける）という選択を行った。自治会は当該地域社会を管轄する団体であるので、地域社会として神楽を引き受けようとした意図がよくわかる出来事である。

また笛の担い手が減少した。そこで第四として、1963年頃に笛の担い手を小学生に求めた。小学生の活動は、その後、学校教育の中にも展開していった（池田満：16）。現在では、各地区で世話人・

表4 小坪地区と小坪神楽の変遷

年	自治会と小坪神楽の主たる係わり	舞子	囃子（笛・太鼓）
戦前戦後	青年団が一括して神楽を管理・運営	青年団より選出	大人 自由参加
1946	戦後GHQ統制下により神楽中止		
	米軍福岡司令部に神楽復活のため請願。許可を得神楽復活	青年団より選出	大人 自由参加
1961	青年団解散 旧小坪自治会祭礼一括管理（現在に続く）	指導者・経験者	大人 自由参加
1962	自治会長小5・6年生に協力を求める	指導者・経験者	大人・小5・6年生
1967	小坪青年同志会結成 祭礼運営は旧小坪自治会	青年同志会より選出	大人・小5・6年生
1969	小坪神楽 呉市無形文化財に指定		
1981	小坪青年同志会解散 祭礼運営は広小坪自治会	過去の経験者	小5・6年生・子ども会
1983	新興住宅7地区小坪祭礼世話人会発足（現在に続く。うち3地区は解散）	過去の経験者	小5・6年生・子ども会
	旧小坪自治会出身者小5・6年生に囃子の指導		
	各地区で世話人・子ども会、祭りに笛・太鼓で練り歩き		
1985	舞子独身女性4名参加 広小坪自治会員より選出	独身青年8女性4	小5・6年生・子ども会
2008	小坪一円より男女舞子募集（現在へ続く）	独身青年8女性4	小5・6年生・子ども会
2012	小坪小長浜小と統合し呉市立広南小学校	独身青年8女性4	小5・6年生・子ども会
2013	連合子ども会発足（現在に続く）	独身青年8女性4	小4・5・6年生・連合子ども会

出典：広小坪自治会資料

子ども会が祭り当日に、笛・太鼓で練り歩きを行っている。

さらに第五として、1985年に舞子に未婚女性の参加を認めた。このようにして、小坪神楽は担い手を低年齢、女性に開いていった。

そして第六として、2008年より、旧小坪地区だけでなく、現小坪地区全体に担い手範囲を拡大した。この時点で、担い手の居住地範囲を広げることを行ったことになる。

このように、小坪神楽は地域社会の変化に伴うその担い手不足という課題に対し、自治会への包摂、年齢、性別、居住地の拡大という対応をとってきた。しかし、それは神楽がコミュニティから飛び出すのではなく、あくまでも旧小坪小学校区をベースにしたコミュニティの中にとどまり、地域の中の神楽として生き続けようとする対応である。

以上のように、演者、指導者、観客、住民にとって、神楽に係わるスケジュール、費用負担、役割が決められており、神楽が地域社会の年中行事の一つ（共同の文化）として、今も息づいていることがわかる¹³⁾。その意味で、小坪神楽は現在でもコミュニティから飛び出すことがない、地域による神楽である。

(4) 課題

しかし課題もまたある。舞子のなり手不足である。聴き取りによれば、以前はその年齢になれば、神楽をやるものだという意識があったという。もちろんその場合も子ども期から神楽を見てきたわけであり、その時点から社会化はなされてきたわけである。しかし現在では、小学校時点からの笛に参加するという社会化はあっても、舞子になろうという意識は弱いという。小学校3、4年生からスタートしても、高校生になってもやるというのは多くて年に2人くらいという。よって、対応として妻帯者も入れることを検討している。

4. 小坪神楽と地域社会

(1) 神楽の継承を通して担い手がえるもの

最後に、以上のことから小坪神楽と地域社会との係わりについてまとめておきたい。まず、小坪地区にみられる神楽の継承を通して、担い手がえるものは何だろうか。舞子の練習量は上記の通りである。しかし重要なのは練習の質である。練習は「教える－教えられる関係」の中で行われる。渡邊は日本の「伝統文化」の学びの様式の基本的な構成要素を次のように整理している（渡邊2005：66）¹⁴⁾。

- ア) 学ぶ者にはまず、挨拶やマナーを含め、学ぶ者としての日常的な心構えや姿勢をもつことを、求められる。
- イ) 教育者が「教える」のではなく、学習者が自分で対象と向き合うことを基本とする。
- ウ) 学び方では、模範となる「型」を身体で覚え込むことが重視される。
- エ) 個々の学ぶペースや学び方の違いを尊重する（おとな、子どもの区別は特にしない）。
- オ) 「弟子－師匠（親方）」は、「学び取る－見守る」を基本とする継続的な関係性を構築する。

小坪神楽にも同様のことがうかがえる。上述のように、指導者をとくに「先生」と呼ばせることはしていないが、立場をわきまえて行動している。ア) については、通常の挨拶はやはり求めている。イ) については、教えられる側の自主性に違いがある場合、結果が祭りでの舞にでるという。ウ) については、教科書はなく、型を身体で覚えることを行っている。最初は指導者の舞を見せて、一緒に舞って、手取足取りの練習を行う。反復練習のみである。そこで先輩が指導の手助けをすることもある。

このように、地域社会の中に教え－教えられる関係が生きていることは、神楽の継承にとどまらず、地域社会の継承にとって貴重な財産である。例えば表1にある舞子、囃子、舞子指導者、囃子

指導者は約80人を数える。また年齢層別にタテの係わりで結びついている。これだけの人数が学習共同体（教える－教えられる関係，学習仲間）として、毎年、ある時点で成立していることになる。

例えばA氏のキャリアを通してみると、表5のようになる。公演の観客から始まり、舞子、結婚、舞指導者、地域の役職とたどっている。そして舞子であった期間に、延べ25人の舞子がいて、延べ5人の舞子指導者がいた。これが舞子であった期間での学習共同体のメンバー（人間関係財）である。さらに自身が舞子指導者の期間のメンバーを加えると、より学習共同体のメンバーは増える。これを舞子、舞子指導者全員を通してみると、重複はあっても、さらにメンバーは増えていくことになる。

このようにして、小坪神楽の伝承が個人としての成長・関係財の獲得につながっていることがわかる。それは、タテとヨコにつながっていく能力という地域人の資質を身につけることである。

(2) 神楽の継承を通して地域社会がえるもの

端的にいえば、神楽の継承を通して地域社会がえるものは、神楽の担い手にとどまらず、地域の人材である。地域人の資質は、互助、共同、共感の中で人とつながっていく能力である。これは地域活動を行っていく中で身につく能力である。そして同様なことは、神楽への参加でもえることができる。そしてA氏のキャリアにもあるように、神楽での学習が、地域の役職につながっていくこともある。

聴き取りによれば、神楽経験者は「地域のことが好き、自治会の役員をしよう」と思っている。

「以前の水害の時にも舞子が率先して後片付けした」。「皆さんに被害がないように防災リーダーをしている」という人たちである。また神楽が提供しているのは、地域が「ひとつにまとまる可能性」という。実際、自治会が管轄する活動は、防災・防犯、福祉、環境、教育など総合的なものである。神楽もその一つである。まちづくりではある分野でつくられた関係財が、他の分野でも機能することがしばしばある。

小坪神楽は、かつて強い地域社会があった時には、青年団という年齢集団の一つによって担われていた。その青年団が担うことができなくなった時に、地域社会から解放され、神楽団（さらには「保存会」¹⁵⁾）として存続の道を探る、あるいは観光化するのではなく、再度、地域社会（小学校区というコミュニティ）に埋め込むことによって存続してきた。

この間、小坪神楽は担い手、運営の点で変化してきた。しかしタテとヨコにつながるといふ、地域社会での人間関係の質を維持しえた。それが神楽以外の地域活動も支えている。その意味で、小坪神楽は現在でも地域社会による神楽にとどまっている。しかし、それは停滞しているということではなく、むしろ逆に、いま地域社会に必要な担い手育成の課題に応えることができるという積極性をもつ。

ここで地域社会による神楽の成立ポイントをまとめると、①担い手（舞子、笛といった演者・奏者にとどまらず、運営管理者を含めて）が地域内で育つこと、②費用を地域社会で負担すること、③神楽実践が神楽学習として担い手の成長を促すこと、そして④住民が観客になり、神楽実践の成

表5 A氏のキャリア

個人のキャリア	神楽でのキャリア	地域でのキャリア
(27歳) 結婚	(7歳ぐらい～18歳) 神楽公演を見に行っていた。 (21歳～27歳) 舞子 (30歳～34歳, 57歳～71歳) 舞指導者 (59歳) 舞指導者代表	(19歳) 青年同志会 (37歳～55歳) 祭礼世話人会で囃子指導 (57歳) 宮総代 (71歳) 自治会副会長 (72歳) 自治会総務
現在72歳		

出典：聴き取りにより作成

果を享受できることである。

もちろん舞子不足というのは大きな課題である。妻帯者への開放も考えられる。しかしその場合も、地域社会による神楽という特徴をもち続けることは重要である。神楽にとどまらず、いまでも続く民族芸能には、このような可能性があると考えられる。

本稿では、小坪神楽が地域人の資質をも生み出すものであるという方向性、つまり地域社会による神楽が地域社会の担い手、地域社会の持続可能性をつくりだす方向性は示すことができた。しかし実際に小坪神楽経験者の地域活動への寄与について、量的に示すことはできなかった。それは今後の課題とする。

謝 辞

本研究に当たっては、小坪神楽の関係者の皆さんに調査協力をいただいた。皆さんに深く感謝したい。

注

- 1) 筆者は民族という用語を用いている。論者によっては伝統、郷土という用語が用いられることがあるが、地域住民によって継承されてきたという点で、同じものと考えている。
- 2) そのことの典型として、テーマパークは常にアトラクションを更新する。
- 3) 例えば福田は、民俗芸能の継承に関わる「地域」の構造について、i) 直接伝承活動－芸能を習得し、何らかの方法で公の目に触れ、次世代に伝えていく活動－を行う範囲（伝承基盤）とii) i) を支持－経済的な援助や「理解」「協力」といった聊か曖昧なものも含む－する範囲（支持基盤）を示し、伝承基盤が支持基盤へ拡大した例、支持基盤が市町村へと拡大した例、さらに伝統基盤、支持基盤共に市町村にまで拡大した例に分類している（福田2010：65, 74-75）。また依木は、民族芸能の「保存会」が必ずしも当該芸能を直接的に体現する者の集団ではないことを指摘している（依木2011：73）。
- 4) なおa) については、①世代間の伝承一価値の共有化から継承へ、②地域の再発見・再定義、③外部者の参加と「地域」理解、b) については、④最終目的を見据えた「持ち場」や役割、⑤責任・役割遂行を通しての多面的な能力や技能の育成、⑥前向きでオープンな人間関係の生成、⑦「関わらざるを得ない」人々との関係性の構築、c) については、⑧「非日常」の経験による日常の振り返り、⑨心身のエンパワーメント、⑩感情表出と自己表現を挙げている。また渡邊（2008）も参照。
- 5) 外部の者は他人であるが、仲間として祭りに係わることも考えられる。協働論ではそのような係わりを重視する。その限りで、外部の者を観光客として扱うこととは異なっている。
- 6) 神楽を演じる集団は、しばしば地域社会から独立した神楽団という形態をとるが、後述のように小坪神楽は神楽団の形態をとっていない。これも地域社会による神楽の特徴である。
- 7) 三村によれば、芸予諸島神楽は芸予諸島（安芸と伊予にまたがる瀬戸内海の島々）とその沿岸部に存在しており、西部（呉市広町・仁方町、安芸郡蒲刈町）と、東部（豊田郡瀬戸田町、因島市、及び愛媛県今治市大三島町など）に大別される（三村2005：443）。
- 8) 「広島神楽」という呼称は、芸北地方、石見地方に伝わる神楽を指すが、「スーパーカグラ」以降、都市部を中心としたブーム、その観光振興への利用によってそう呼ばれるようになったとしている（高崎義幸2012：265）。
- 9) 高野は、それを「地域ぐるみ」の運営組織、商工会壬生支部のものから壬生地区住民のものへと転換したと指摘している（高野2019）。
- 10) もともとの小坪地区は広小坪自治会（旧小坪自治会）の範囲である。旧来小坪神楽を担ってきた単位であり、小坪八幡宮の氏子組織がある。
- 11) 要請があれば検討するが、難しいとのこと。

①新人が入れば習熟度が異なるので、年ごとに演目が異なること、②演者が社会人・学生のため時間調整が困難なこと、③計25人～30人の移動になるので時間と経費がかかるのが理由である。

12) 天野は若者組を「男性のみで構成され、ムラ人一般からはほぼ身体的に男一人前と見なされる元服祝挙行前後の年ごろに加入し、妻帯しあるいは家業の中核として専念し一家を代表してムラ総会の構成員となる年ごろに脱会する、いわば子どもと壮年者との中間にある同年齢者層で構成される年齢集団」(天野 1978: 5)としている。このように、かつての集落には年齢層別に組織される集団があり、ヨコのつながりとタテのつながりにおいて集落が運営されていた。

若者組は一定の年齢になれば所属し、集落の一人前成員たる資質を身につける場であった。若者組の役割は、防犯・防災など治安活動、災害時の救助活動、普請時の労働力の提供のほか、祭礼の手伝いや獅子舞・盆踊りなど、村の信仰や芸能面へも関わっていた(三重県ホームページ 発見! 三重の歴史 17か条の規約で秩序維持 - 「若者組」の詳細明らかに)。その若者組が担う活動の一つとして、神楽があった。また宮本(2004: 130-148)も参照。

13) ある舞子は、祭りから1年が始まるという。祭りが1年の中の区切りとして意識されていることがわかる。それは集落の暦の1日でもある。

14) 渡邊は「当該社会の『学びの様式』の原型は、『伝統文化』ないし『地域文化』の伝承・継承のプロセスに、最も顕著に見て取ることができよう」と指摘している(渡邊 2005: 66)。

15) 依木は、民族芸能の「保存会」が必ずしも当該芸能を直接的に体现する者の集団ではないことを指摘している(依木 2011: 73)。しかしその形では民俗芸能の継承が図られることはあっても、地域社会の継承は図られないこともある。

引用・参考文献

- 天野武, 1978, 若者組の研究, 柏書房。
- 池田寛, 1980, 村落構造と若者組の教育構造—その世代関係を中心として—, 教育学研究 47(1)。
- 池田満, 1980, 小坪の神楽, 広島民俗14号。
- NPO 広島神楽芸術研究所, 2006, 第4回マイクロソフト NPO 支援プログラム 神楽活動団体調査報告書(広島・島根)。
- 大藤文夫, 2009, 地域協働と担い手育成—呉市S地区における地区まちづくり計画策定を事例に—, 社会情報学研究vol.15。
- 大藤文夫, 2011, 地域協働と地域リーダー—呉市N地区の事例から—, 社会情報学研究vol.17。
- 大藤文夫・鶴岡和幸・栗川隆宏, 2015, 地域協働と担い手育成(3)—多世代協働の観点から—, 広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 Vol.11。
- 折口信夫, 1996, 折口信夫全集 21, 中央公論社。
- 北広島町, 2015, 北広島町神楽振興計画。
- 呉市立小坪小学校編, 1976, (呉市立)小坪小百年。ジーン・レイヴ, エティエンヌ・ウェンガー, 1993, 状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加—, 佐伯胖訳, 産業図書。
- 進藤美千代, 1989, 神楽を通じての人と音楽との関わり—呉市広・仁方両地区の音楽学習をもとに—, エリザベト音楽大学卒業論文。
- 高崎義幸, 2012, 「広島神楽」の伝承過程と興隆に関する社会学的研究, 広島修大論集 第53巻 第1号。
- 高崎義幸, 2014, 郷土芸能による地域振興とその課題—広島県北広島町の神楽団実態調査から—, 広島修大論集 55(1)。
- 高野宏, 2019, 無形文化遺産「壬生の花田植」の運営組織とその構築過程, 人文地理学会大会研究発表要旨。
- 福田裕美, 2010, 民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究—地域社会における保護政策の運用を中心に(1)民俗芸能の継承をめぐる「地域」の枠組みの検討, 音楽芸術マネジメント(2)。
- 三村泰臣, 2005, 広島県の神楽 広島工業大学紀

要研究編 第39巻.

宮本常一, 2004, 村の若者たち (復刻版), 家の光協会.

柳田国男, 1990, 柳田国男全集〈13〉ちくま文庫.

米田雄介, 2001, 神楽の変容とその社会的基盤に関する研究 平成12年度県立大学重点研究事業研究成果報告書.

俵木悟, 2011, 民俗芸能の伝承組織についての一試論 - 「保存会」という組織のあり方について -, 国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部編, 無形民俗文化財の保存・活用に関する調査研究報告書.

和田崇・山本健太, 2016, 広島神楽: 再領域化の可能性, 県立広島大学経営情報学部論集 第8号.

和田崇, 2017, 広島県における神楽の担い手と観光資源化への対応, 地理科学 vol.72 no.2.

渡邊洋子, 2005, 学びの様式と伝統文化 - 現代日本における「学び」理解の一試論として -, 京大大学生涯教育学・図書館情報学研究vol.4.

渡邊洋子, 2008, 伝統芸能という「共有知」とローカル・アイデンティティの可能性 -- 沖縄県島尻郡南風原町の民俗芸能復活の取り組みを手がかりに (〈ローカルな知〉の可能性 -- もうひとつの生涯学習を求めて) -- (〈ローカルな知〉をめぐる学び), 日本の社会教育 52.

渡邊洋子, 2013, 8 「祭り」という文化伝承・継承空間, 円環する教育のコラボレーション.

引用・参考ホームページ

小川直之, 「民俗芸能」を継承する各地の取組
<https://www.isan-no-sekai.jp/report/7322> 最終閲覧
2020年10月24日.

呉市ホームページ 呉市の文化財

<https://www.city.kure.lg.jp/site/bunkazai/simubun-4.html> 最終閲覧2020年8月2日.

山本健太, 神楽に学べ! 変化を受容してこそ伝統は受け継がれる「神楽舞」は, なぜ地域の資源なのか (その3)

<https://www.kokugakuin.ac.jp/article/11168> 最終
閲覧2020年10月24日.

三重県ホームページ 発見! 三重の歴史 17か条の
規約で秩序維持 - 「若者組」の詳細明らかに

[https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/
asp/hakken/detail.asp?record=220](https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/asp/hakken/detail.asp?record=220) 最終閲覧2020年
10月24日.